

北海道立衛生研究所条例

(昭和24年9月3日条例第56号)

(設置)

第1条 保健衛生に関する科学を基礎とした試験、調査、研究、指導及び検査を行い、道民の保健及び衛生の向上に寄与するため、北海道立衛生研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

一部改正 [昭和30年条例63号・63年16号]

(事業)

第2条 研究所は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 各種感染症に関する試験、研究及び検査
- (2) 食品衛生に関する試験、研究及び検査
- (3) 医薬品等に関する試験、研究及び検査
- (4) 環境衛生に関する試験、研究及び検査
- (5) 食生活科学に関する試験、研究、検査及び指導
- (6) 衛生検査技術に関する指導
- (7) その他保健及び衛生に関する各種の調査、試験、研究及び検査

2 研究所は、前項の事業のほか、その試験研究に係る医薬品のうち、特に道民の保健上必要と認めるものの製造事業を行うことができる。

一部改正 [昭和30年条例63号・31年12号・37年39号・63年16号・平成11年8号]

(位置)

第3条 研究所は、札幌市に置く。

一部改正 [昭和37年条例39号・63年16号]

(手数料)

第4条 研究所に衛生に関係のある物件について試験、分析若しくは鑑定（以下「試験」と総称する。）を依頼する者又はその成績書の謄本の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、手数料を納めなければならない。この場合において、別表に掲げる手数料については、北海道収入証紙で納めなければならない。

2 手数料の額は、別表の範囲内で、規則で定める。

3 職員の出張を要する試験については、出張及び試験用具の運搬に要する費用として規則で定める額を、前項の額に加算した額を当該手数料の額とする。

全部改正 [昭和63年条例16号]、一部改正 [平成12年条例49号・16年29号]

(不還付)

第5条 既に納付した手数料は、還付しない。

全部改正 [昭和63年条例16号]

(減免)

第6条 知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

全部改正 [昭和63年条例16号]

(試験済み等の文字の記載禁止等)

第7条 試験を受けたものについて広告、掲示及び印刷物又は容器、包装等に道の保証又は試験済みその他これに類する文字を記載してはならない。

2 試験成績書を表示しようとする者は、その試験成績書の全文を記載しなければならない。

追加 [昭和63年条例16号]

(罰則)

第8条 前条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

追加 [昭和63年条例16号]、一部改正 [平成4年条例15号]

(知事への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正 [昭和63年条例16号]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 30 年 9 月 1 日 条例第 63 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 北海道立食糧栄養研究所条例 (昭和 24 年北海道条例第 85 号) は、廃止する。
- 3 北海道委託衛生試験条例 (昭和 24 年北海道条例第 45 号) の一部を、次のとおり改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和 31 年 4 月 1 日 条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 37 年 7 月 26 日 条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 4 月 1 日 条例第 16 号)

- 1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 北海道委託衛生試験条例 (昭和 24 年北海道条例第 45 号) は、廃止する。

附 則 (平成元年 3 月 31 日 条例第 29 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 31 日 条例第 15 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 10 月 19 日 条例第 32 号)

この条例は、平成 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 4 月 3 日 条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 15 日 条例第 8 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 29 日 条例第 49 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 31 日 条例第 29 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日 条例第 27 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日 条例第 31 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日 条例第 33 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

試験種目等	手数料の額
水、大気、土壌及び化学物質	1 件につき 283,700 円
放射能含有物質	1 件につき 52,800 円
食品	1 件につき 70,200 円
飲食器具及び包装容器	1 件につき 16,400 円
薬品、化粧品及び医療機器	1 件につき 42,700 円
家庭用品中の有害物質	1 件につき 46,300 円
生体材料	1 件につき 67,400 円
成績書の謄本	1 通につき 610 円

全部改正 [平成 16 年 条例 29 号]、一部改正 [平成 20 年 条例 27 号・24 年 31 号・26 年 33 号]